

## 令和3年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（概要）

- 令和2年12月の総務省通知（※）等における助言に基づく対応の状況を確認するため、令和3年4月1日時点における各地方公共団体の施行状況調査を実施  
（※）「会計年度任用職員制度の適正な運用等について（通知）」（令和2年12月21日付総行公第196号）
- 前回調査（令和2年度実施）は、一部項目を除き、各団体1職種（「代表的な職」）の調査を行ったが、今回は次の表のとおり対象の部門・職種を拡大。

部門	一般行政部門	教育部門	警察部門	消防部門	公営企業部門
職種	一般事務職員 / 保育所保育士 / 技能労務職員 / 放課後支援員 / 給食調理員	教員・講師 / 一般事務職員 / 技能労務職員 / 給食調理員 / 図書館職員	一般事務職員	一般事務職員	一般事務職員 / 看護師 / 技能労務職員

[今回の調査対象職種の考え方] 令和2年度実施の「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」において、会計年度任用職員の多かった上位の職種の中から、各部門において大宗を占める職種（15の部門・職種）

### ＜調査対象団体数＞

区分	都道府県	指定都市	市区	町村	一部事務組合等	合計
団体数	47	20	795	926	1,139	2,927

## 1. 再度任用時の空白期間の有無

### 【制度趣旨の助言内容】

- 再度の任用の際、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするために、いわゆる「空白期間」（新たな任期と前の任期との間に一定の期間を空けること）を設けることは、改正法の趣旨に沿わない
- 今回調査においても、会計年度任用職員に移行した職については、不適切な「空白期間」は設定されていない

（単位：団体数）

区分	空白期間なし		空白期間あり		(参考) <前回調査> 空白期間あり	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
都道府県	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	795	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
町村	926	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
一部事務組合等	1,139	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	2,927	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

\* 前回調査は各団体1職種について調査

## 令和3年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（概要）

### 2. パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の設定（1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職）

#### 【制度趣旨の助言内容】

- 会計年度任用職員の勤務時間については、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要
- フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムよりわずかに短く設定することは適切ではない

- 1週間当たりの勤務時間が37時間30分（フルタイムより1日15分短い）以上の職については、任用団体数は1,173団体、任用件数は55,662件となっている
- 前回調査（※）より、任用件数は減少したが、任用団体数は増加した
- 当該勤務時間の職は、多くの部門・職種で任用されている状況
- 当該勤務時間について、業務内容に応じた勤務時間の積上げ、施設運営時間、勤務体制等に基づき設定したと回答している団体が多い

（※）前回調査では部門・職種を限定せず全ての職について調査

#### （1）団体区分別任用団体・件数

区分	任用団体数	任用件数	(参考) <前回調査> 任用団体数	(参考) <前回調査> 任用件数
都道府県	11	385	11	440
指定都市	11	1,908	12	2,402
市区	447	36,482	434	43,394
町村	500	14,500	484	15,680
一部事務組合等	204	2,387	203	4,513
合計	1,173	55,662	1,144	66,429

※ 「任用件数」は職ごとのものであり、例えば1人が2つの職に従事する場合は、合算した勤務時間ではなく各職の勤務時間に基づき回答

#### （2）部門・職種別任用件数

区分	任用件数
一般行政部門	一般事務職員 14,009
	保育所保育士 11,402
	技能労務職員 4,555
	放課後支援員 322
	給食調理員 1,873
教育部門	教員・講師 4,097
	一般事務職員 3,334
	技能労務職員 3,175
	給食調理員 3,658
	図書館職員 2,087
警察部門	一般事務職員 0
消防部門	一般事務職員 62
公営企業部門	一般事務職員 3,622
	看護師 1,549
	技能労務職員 1,917

#### （3）勤務時間設定の考え方

分類	団体数	割合
① 業務内容に応じて勤務時間を積み上げた結果によるもの	804	68.5%
② 施設の運営時間や窓口の開設時間等を考慮したもの	388	33.1%
③ 職務内容に関するシフトや勤務体制、繁忙時間帯を考慮したもの	461	39.3%
④ 本人の希望や応募状況を考慮したもの	43	3.7%
⑤ 通常期はフルタイム任用だが、夏季休暇期などに勤務しない時期があるため、通年ではパートタイムとなるもの	120	10.2%
⑥ 非常勤職員の勤務終了時に、常勤職員による確認・点検等が必要なため、当該確認等の時間を考慮したもの	56	4.8%

※ 該当する職を設置している団体に勤務時間設定の考え方を確認したところ、全ての団体から上記の6つの分類のいずれかに該当するとの回答を得られた。

※ 複数回答であるため各団体数の合計は、任用団体数の合計(1,173団体)と一致しない。 2

# 令和3年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（概要）

## 3. 適切な休暇等の設定

### 【制度趣旨の助言内容】

- 休暇等については、当該休暇等を有給とするか否かも含め、国の非常勤職員との間の権衡を失しないように適切な考慮を払うこと
- 労働基準法の規定により年次有給休暇の消滅時効は2年とされているところであり、同法における「継続勤務」の要件に該当する場合には、再度任用時に年次有給休暇が繰り越すよう直ちに措置すること

- 全ての部門・職種において、国の非常勤職員との間の均衡を失しないように休暇を措置している団体が全体の88.2%
- 今回調査においても、前回調査と同様、休暇の措置や有給等の取扱いについて、国の非常勤職員との権衡を失する部門・職種がある団体が一部存在している状況
- 全体の0.3%の団体で、労働基準法の規定に沿った再度任用時の年次有給休暇の繰り越し措置がなされていない

### (1) 国の非常勤職員に整備されている「有給」の休暇の取扱い

休暇等の種類		全ての部門・職種において有給		無給休暇として措置されている部門・職種が存在		休暇が措置されていない部門・職種が存在		(参考)<前回調査>無給	(参考)<前回調査>措置なし		
れ こ の い 非 常 勤 職 員 に の 整 休 暇 さ	公民権行使	2,892	98.8%	9	0.3%	26	0.9%	6	0.2%	17	0.6%
	官公署出頭	2,885	98.6%	10	0.3%	32	1.1%	6	0.2%	21	0.7%
	現住居の減失等	2,832	96.8%	9	0.3%	86	2.9%	7	0.2%	83	2.8%
	出勤困難	2,873	98.2%	6	0.2%	48	1.6%	4	0.1%	51	1.7%
	退勤途上の危険回避	2,718	92.9%	10	0.3%	199	6.8%	9	0.3%	191	6.4%
	忌引	2,902	99.1%	7	0.2%	18	0.6%	4	0.1%	17	0.6%
	結婚	2,819	96.3%	20	0.7%	88	3.0%	19	0.6%	88	3.0%
	夏季	2,834	96.8%	5	0.2%	88	3.0%	7	0.2%	114	3.8%
	上記全ての休暇	2,583	88.2%	23	0.8%	321	11.0%	23	0.8%	342	11.5%

※ 前回調査は各団体1職種について調査

### (2) 再度任用時の年次有給休暇の繰り越し

(単位:団体数)						
区分	全ての部門・職種において繰り越し		繰り越さない部門・職種が存在する		(参考)<前回調査>繰り越さない	
都道府県	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	794	99.9%	1	0.1%	2	0.3%
町村	926	100.0%	0	0.0%	1	0.1%
一部事務組合等	1,131	99.3%	8	0.7%	10	0.8%
合計	2,918	99.7%	9	0.3%	13	0.4%

※ 前回調査は各団体1職種について調査

## 令和3年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（概要）

### 4. 適切な給与決定

#### 【制度趣旨の助言内容】

- 給与水準については、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべき
- 単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わない

- 全ての部門・職種で常勤職員の給料表を基礎とした給料（報酬）決定を行っている団体は全体の91.6%、職種独自の事情により、一部の部門・職種で基礎としていない団体が全体の4.7%  
(基礎としていない団体の中には、人材確保への支障という観点から従前の報酬水準を維持するため基礎とすることが困難であるという団体もあった)
- 全ての部門・職種で初回任用時の給料（報酬）決定において、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮している団体は全体の76.7%
- 全ての部門・職種で再度任用時に、経験年数等の要素を踏まえた給料（報酬）決定を行っている団体は全体の89.1%
- 今回調査においても、前回調査と同様、期末手当を支給しない団体が一部存在している状況

#### (1) 常勤職員の給料表を基礎とした給料（報酬）決定

(単位:団体数)

区分	全ての部門・職種で基礎としている団体	一部の部門・職種で基礎としていない団体	全ての部門・職種で基礎としていない団体	(参考)<前回調査> 常勤職員の給料表を基礎としない
都道府県	24	51.1%	22	46.8%
指定都市	17	85.0%	2	10.0%
市区	698	87.8%	61	7.7%
町村	863	93.2%	45	4.9%
一部事務組合等	1,080	94.8%	7	0.6%
合計	2,682	91.6%	137	4.7%
				108 3.7%
				138 4.7%

※ 前回調査は各団体1職種について調査

## 令和3年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（概要）

### （2）職務経験等の要素を考慮した給料（報酬）決定（初回任用時）

(単位:団体数)

区分	全ての部門・職種で考慮している団体		考慮していない部門・職種がある団体	
都道府県	18	38.3%	29	61.7%
指定都市	12	60.0%	8	40.0%
市区	476	59.9%	319	40.1%
町村	768	82.9%	158	17.1%
一部事務組合等	972	85.3%	167	14.7%
合計	2,246	76.7%	681	23.3%

※ 「初回任用時」とは、会計年度任用の職に初めて任用する場合を指す。

### （3）職務経験等の要素を考慮した給料（報酬）決定（再度任用時）

(単位:団体数)

区分	全ての部門・職種で考慮している団体		考慮していない部門・職種がある団体	
都道府県	18	38.3%	29	61.7%
指定都市	15	75.0%	5	25.0%
市区	661	83.1%	134	16.9%
町村	860	92.9%	66	7.1%
一部事務組合等	1,055	92.6%	84	7.4%
合計	2,609	89.1%	318	10.9%

※ 「再度任用時」とは、会計年度任用の職についていた者を、任期の終了後、再度、同一の職務内容の職に任用する場合を指す。

(単位:団体数)

区分	(参考)<前回調査> 職務経験等の要素を考慮しない	
都道府県	2	4.3%
指定都市	0	0.0%
市区	101	12.7%
町村	28	3.0%
一部事務組合等	78	6.7%
合計	209	7.1%

※ 前回調査は各団体 1 職種について調査

※ 前回調査では、職務経験等の考慮について、初回任用時・再度任用時の別は聞いていない。

また、ごく短期間、かつ、単純な作業に従事させるために任用する職のように、職務経験等を考慮しないとする例外的な取扱いが認められている職以外で調査している。

## 令和3年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（概要）

### （4）期末手当の支給の有無

(単位:団体数)

区分	全ての部門・職種で支給する団体(※1)	支給しない部門・職種がある団体(※1)				(左記以外の理由)		(参考)<前回調査>支給しない団体(※2)		
		(極めて短時間(短期間)の勤務しか想定していない職種であり、規定を整備していないため)								
都道府県	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	792	99.6%	3	0.4%	1	0.1%	2	0.3%	1	0.1%
町村	912	98.5%	14	1.5%	1	0.1%	13	1.4%	1	0.1%
一部事務組合等	1,136	99.7%	3	0.3%	1	0.1%	2	0.2%	7	0.6%
合計	2,907	99.3%	20	0.7%	3	0.1%	17	0.6%	9	0.3%

(※1) 期末手当を支給しないこととされているJETプログラムに関するものは除いて集計

(※2) 前回調査は各団体 1 職種について調査